## 集団的自衛権の行使容認に改めて反対する会長声明

1 現在、安倍晋三総理大臣は、他国に対する武力攻撃を防衛するため、自国が直接攻撃 されていないにもかかわらず、武力を行使する国際法上の権利である集団的自衛権を行 使することを可能とする政府解釈を閣議決定するとの意向を表明している。

当会は、2013年11月13日、政府解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に 反対する声明を発表しているが、今般の発表を受け、改めて、以下の理由により反対す る。

2 これまで政府は、戦後一貫して、憲法 9 条の下における自衛権の行使は、政府がいうところのいわゆる「個別的自衛権」に限定され、① 我が国に対する急迫不正の侵害(武力攻撃)があり、② これを排除するために他に適当な手段がない場合に、③ 自衛権の発動として行われた実力行使が必要最小限度に限って、許容されるものであるとしてきた。そして、1972年には、政府は、我が国が直接武力攻撃を受けていない場合にまで実力行使を認める集団的自衛権は、そもそも、上記①の要件を欠くとして、憲法上許されないとの解釈を表明し、現在まで踏襲してきた。

以上の自衛権の行使に関する憲法解釈は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることがないようにすることを決意」(憲法前文)した日本国民が、根本的理念の1つとして恒久平和主義を内容とする日本国憲法を制定し、憲法9条において、戦争放棄(第1項)と戦力の不保持及び交戦権の否認(第2項)を規定していながらも、我が国の自衛のために必要最小限度の実力を行使する任務を遂行する自衛隊を保持しうる根拠として用いられ続けてきたものでもあった。

ところが、政府は、憲法解釈の変更にあたって、1972年の政府による憲法解釈を 援用した上で、一定の場合に、他国に対する武力攻撃があった場合にも我が国の自衛隊 による実力行使を容認するようである。

しかしながら、1972年の政府の憲法解釈は、「我が憲法の下で、武力行使を行うことが許されるのは、我が国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とする集団的自衛権の行使は、憲法上許されない」として、国際法上の権利である集団的自衛権の行使は、憲法9条により禁止されていると結論しているのであるから、政府の解釈変更が論理的整合性を欠くことは明らかである。

3 憲法解釈の変更により集団的自衛権の行使を容認しようとする政府の行為は、憲法改正手続によらず、憲法9条を改変するに等しく、政府の行為のみで国家権力を制約する憲法規範の変更を許せば、政府の憲法解釈次第で、憲法に規定される基本的人権の内容は容易に変更されかねない。

憲法とは、私たち市民が、国会議員や国務大臣、裁判官など国家権力を有する者らに遵守させることにより、国家権力を制限するための法であり(憲法99条)、国会の制定する法律、内閣の制定する政令等とは異なる。全ての人々が個人として尊重されるよ

うに、憲法が国家権力を制限して人権を保障する立憲主義を前提とした法体系は、我が国を始めとする多くの国家が共有している。そして、我が国の憲法は、日本国憲法を最高法規とし(憲法98条1項)、憲法規範を変更するための憲法改正手続(憲法96条)を置いている。我が国において国家権力を制約する憲法規範を変更する場合、必ず憲法改正手続を経なければならない。このため、我が国の憲政史上、憲法改正によることなく、政府の憲法解釈の変更によって、国家権力を制限する憲法規範を変容させ、制限されていた国家権力の行使を試みた例はなかったのである。

仮に、「我が国を取り巻く安全保障環境」の変化が発生し、集団的自衛権の行使を制 約する憲法規範を変更し、集団的自衛権を行使する必要が生じたのであれば、政府は、 国民に対し、我が国の安全保障政策上、早期に憲法改正手続を経る必要がある事情を開 陳し、全国民の代表である国会議員らによる憲法改正の発議を待つほかない。

- 4 今般、政府は、これまでの集団的自衛権の行使に関する憲法解釈の変更を行う意向を表明したが、集団的自衛権の行使のためには、現行の自衛隊法、周辺事態法、武力攻撃事態法、PKO協力法などの関連法の改定が必要である。しかしながら、集団的自衛権の行使を制約する日本国憲法の規範は憲法改正手続を経ない限り、変更されないから、改定された関連法は、最高法規である憲法に抵触し、ことごとく無効である(憲法98条1項)。
- 5 政府は、集団的自衛権の限定的行使が可能であるかのように説明する。しかし、集団的自衛権の行使は、我が国の相手国に対する武力の行使と評価され、常に、相手国との間で我が国が全面的な戦争となる可能性、及び、自衛隊員の殺傷のみならず、相手国が我が国の領土等を直接攻撃することにより市民に被害が及ぶ可能性を覚悟しなければならない。我が国としても、市民の安全確保のため、相手国に対し、我が国の領土等に対する攻撃を断念させる程度の武力行使は必要であり、そもそも集団的自衛権は限定的に行使できないものである。

結局、集団的自衛権の行使は、国民の生命、身体、財産の甚大な被害を生じる可能性が高く、国民投票を予定する憲法改正手続を経ずに容認されるべきものではない。

6 以上の次第で、政府の憲法解釈の変更を行う閣議決定のみによって、日本国憲法が禁 じる集団的自衛権の行使を試みようとする政府の行為は、我が国の立憲主義に抵触する ものであるから、改めて強く反対する。当会は、今後、集団的自衛権の行使に向けた立 法行為についても監視し、引き続き、市民に対し、集団的自衛権の本質をふまえた情報 を発信し続ける所存である。

> 2014年(平成26年)6月20日 兵庫県弁護士会 会長 武 本 夕香子